

議案第一号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和四十八年杉並区条例第十六号）の
一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同法施行規則」を「身体障害者福祉法施行規則」に、「又はヒト免疫
不全ウイルスによる免疫」を「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、平
成二十二年四月一日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に
行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

助成対象となる障害の範囲を改める必要がある。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例

(用語の意義)

第二条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定に基づく手帳の交付を受けている者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の程度が二級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害にあつては三級）以上に該当するものを除く。）

二 略

旧 条 例

(用語の意義)

第二条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定に基づく手帳の交付を受けている者のうち、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の程度が二級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害にあつては三級）以上に該当するものを除く。）

二 略